

男性の家事・育児参画促進事業戦略的プロモーション企画検討・実施業務提案書作成要領

広島県が実施する「男性の家事・育児参画促進事業戦略的プロモーション企画検討・実施業務」に関し、プロポーザル参加者が提案書を作成するために必要な事項は次のとおり。

「男性の家事・育児参画促進事業戦略的プロモーション企画検討・実施業務」の趣旨に沿って提案すること。

1 提出書類

(1) 提案書

- ① 表紙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 正本1部、副本7部
- ② 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ //
- ③ 業務実施スタッフ体制図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ //

(2) 男性の家事・育児参画促進事業戦略的プロモーション企画検討・実施業務委託見積書・提案書とは別葉で1部

2 作成要領

(1) 一般事項

- ① 用紙は、原則A4版両面使用とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙を一部変更することは差し支えないものとする。
- ② ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- ③ 審査の公正を期すため、企画提案書の副本7部には、会社名、住所、ロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示を付してはならない。なお、業務実施スタッフ体制図などには、プロポーザル参加者名を「当社」と記載すること。

(2) 企画提案書

仕様書及び評価基準を参考の上、次の事項について記載した企画提案書を作成すること。

ア 実施方針

本業務実施にあたっての考え方や実施方針のポイント等を記載すること。

イ 業務内容

「男性の家事・育児参画促進事業戦略的プロモーション企画検討・実施業務仕様書」の5(1)に記載する男性の家事・育児参画についての戦略的プロモーションの企画案について、分かりやすく具体的に記載すること。

企画案の作成にあたっては、次の①～④の事項を考慮すること。

なお、以下に示した事項は県において検討した例示であり、提案においては男性の家事・育児参画の促進に効果的と考えられる企画を自由に提案することを妨げるものではない。

- ① 子育て中の当事者をメインターゲットにしつつ、社会全体の意識改革も必要であることから、若年世代や高齢世代など当事者以外の世代も対象にして、ターゲットに応じた情報発信等の展開
- ② メディアを活用した情報発信に限らず、ターゲットの行動変容につながる企画の検討
- ③ 子育て当事者（男性、女性）のモニター（10名程度）を募集するなど、企画検討段階において当事者の意見を聴取し、実施計画に反映する手法
- ④ 行動変容までの事業効果を測定する成果指標及び測定手法の設定

ウ 実施体制

事業実施に要する人員配置や役割分担、関係機関との連携体制について記載すること。

エ 実績・その他

- ・ 本業務と同種又は類似の業務実績を記載すること。
- ・ 本業務に対する提案者の優位性等を記載すること。

(3) 業務委託見積書

ア 広島県知事宛てとすること。

イ 当業務に係る所要経費を全て見積もること。また、見積もりの根拠となった所要経費の明細を明らかにすること。金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額を記入すること。

ウ 本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした見積書を提出することとし、「一式」という表現による記載は極力行わないこと。

エ 企画提案内容との整合を図ること。